

社会福祉法人 矯風会 役員等報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人矯風会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬及び旅費について定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬については、これを支給しない。

(交通費)

第3条 役員等が理事会又は評議員会等当法人が定める必要な会議に出席したときには、2,000円の交通費を支給することができるものとする。

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、徳島児童ホーム旅費規程に準じて旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給することができるものとする。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附 則

1. この規程は、令和4年4月1日より施行する。